

仕 様 書

1. 件 名：獣害防護柵資材購入（令和7年度補正予算分・令和8年度予算分：共通）

2. 納入先：別紙のとおり

※施工地域ごとに本町が指定する場所へ納入すること。

運搬料、荷降ろしに係る経費については、落札業者の負担とする。

3. 納入期限：令和8年11月30日

※ただし、製品の納入については、各地域と打ち合わせの上決定する。

4. 資材内訳：別紙のとおり

5. 柵の規格：ワイヤーメッシュ柵は、イノシシ・シカを対象とする。

減価償却資産の耐用年数に関する省令により、耐用年数 14 年以上を有すること。

（１）溶接金網 ワイヤーメッシュ（別紙図面）

・高さ 1,890mm 以上、幅2,000mm 以上、亜鉛処理がされているもの。

JIS 規格3547 若しくは同等品以上とする。

・基本線径については、5mm 以上かつ以下の条件を満たす場合は同等とする。

・線材の引張強度 引張強さ× $\phi 5\text{mm}$ と比較した断面積の割合 $\geq 390\text{N}/\text{mm}^2$

・溶接せん断強度 せん断強さ× $\phi 5\text{mm}$ と比較した断面積の割合 $\geq 220 \text{ N}/\text{mm}^2$

（２）支柱

・施工性を考慮して、セパレート仕様とする。

・基礎柱は、サイズ： $\phi 31.8 \text{ mm}$ 、厚さ=1.2mm、長さH=1680mm 以上

施工性を考慮し先端は矢じり加工とする。

かぶせ柱とのジョイントを考慮し、スエージ加工を施すものとする。亜鉛メッキ処理。

引張強度 $400\text{N}/\text{m}^2$ 以上

・かぶせ柱は基礎柱とジョイント出来るかさ上げを考慮し、施工性を考慮し金具無で出来る資材とする。

・かぶせ柱は $\phi 31.8\text{mm}$ 厚さ=1.2mm、長さH=1000mm 以上とする。引張強度 $600\text{N}/\text{m}^2$ 以上

（３）支柱キャップ

・浸水防止のため支柱の先端に $\phi 31.8\text{mm}$ 用のキャップをつけること。

（４）結束線

・ステンレス線で線径1.1mm 以上とする。1 本の支柱で5 ヶ所以上結束すること。

(6) 枠付き門扉 地際補強対策 (両開)

項 目	仕 様 等
型 式	地際補強対策+溶接+どぶめっき加工式
扉 枠	・ 門扉の枠は「目」の字型とし、最下段の横フレームとその上の横フレームの間隔は地際補強対策のため75mm～100mm程度とする。 ・ 縦フレーム（軸側・戸先側）は鋼管φ19.1mm t=1.2mm以上に亜鉛めっき処理（HDZT63）をした丸鋼φ13mmを8か所溶接したものとする。 ・ 横フレームは、鋼管φ19.1mm t=1.2mm以上とし、溶融亜鉛めっき加工をしたものとする。 ・ ワイヤーマッシュの縦線（端部）に合わせて縦フレームの調整が可能であること。
扉	・ ワイヤーマッシュ柵の溶接金網を使用すること。
門柱・控柱・根枷柱	・ 門柱：高さ33mm、幅47mm、板厚1.6mm、柱長2,600mmの特殊D型鋼 ・ 控え柱：高さ33mm、幅47mm、板厚1.6mm、柱長2,400mmの特殊D型鋼 ・ 根枷柱：高さ33mm、幅47mm、板厚1.6mm、柱長 600mmの特殊D型鋼
ヒンジ部	・ 軸金具を使用して門柱に対して2箇所以上固定し地面との隙間を適切な高さに調節可能であること。門扉のスムーズな開閉に耐えうる強度を有すること。
ストッパー チェーン	・ 丸鋼13mm以上のストッパーを門扉先端に取り付けること。 ・ 固定用チェーンを取り付けること。メッキ加工

※ スパイラル鉄筋を用いた構造のものは、上記と同等品として認めない（適用外）ものとする。

理由：本仕様の構造・強度要件を満たさない恐れがあること、ならびに開閉機構の維持管理性（調整・点検・補修）が劣るため。

6. 同等品承諾

(1) 仕様に関しては、本書に記載した規格を外れる場合でも、根拠開示があるものについては本町において適宜検討を行うこととする。

※「同等品承諾願書（任意様式）」とともに、根拠書類を本町に提出すること。

7. 地域での施工指導等について

(1) 地域の代表者等を参集し、全体の施工説明会を1回以上実施すること(施工マニュアルを準備すること)。

(2) (1)の全体の施工説明会後に各地域が施工に入る際、再度、地域毎に現地での施工説明、または実演指導を行うこと。

8. 入札額について

(1) 本体価格（資材・諸経費）のほか、納品、設置方法などの指導に係る一切の諸経費は全て入札価格に含むものとする。（入札額は消費税及び地方消費税額を除いた税抜き金額とし、契約額は消費税を含む額とする）

9. その他

(1) 地域毎の延長、資材、数量等詳細については、別添設計書に記載。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者及び受注者と協議の上、決定する。